

# 新宮市予防訪問介護サービス及び新宮市予防通所介護サービスにおける人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)(以下「旧法」という。)第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護(以下「旧介護予防訪問介護」という。)に相当するサービスとして、新宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号ア(ア)に規定する新宮市予防訪問介護サービス(以下「予防訪問介護」という。)及び旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護(以下「旧介護予防通所介護」という。)に相当するサービスとして、新宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第4条第1号イ(ア)に規定する新宮市予防通所介護サービス(以下「予防通所介護」という。)における事業の人員、設備、運営等の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、介護保険法で使用する用語の例による。

(基準)

第3条 新宮市介護予防・日常生活支援総合事業における予防訪問介護及び予防通所介護の人員、設備及び運営に係る基準は、旧法第115条の4第3項(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に係るものに限る。)及び法第115条の22第3項の厚生労働省令で定める基準に相当する基準として、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)に規定する旧介護予防訪問介護又は旧介護予防通所介護に係る規定の例による基準に相当する基準とする。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。